

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係個人情報保護委員会規則の整備に関する規則（案）等に関する意見募集について【概要】

1. 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「番号法等一部改正法」という。）の施行により、

- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務（事務の性質が同一であるものに限る。）についても、マイナンバーの利用を行うこと
- ・ 番号法でマイナンバーの利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を行うこと

等が可能となる。これに伴い、個人情報保護委員会が所管する次の規則及び告示について所要の改正を行うため、意見募集を行う。

2. 改正の対象となる規則及び告示

<規則>

- ・ 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第5号）
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第6号）

<告示>

- ・ 特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）

3. 施行期日

番号法等一部改正法の施行の日（公布の日（令和5年6月9日）から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日）

※ ただし、特定個人情報保護評価指針の様式3及び様式4の改正規定については、改正住民基本台帳法の施行の日（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）

以上